

令和 9 年度国立大学法人等施設整備の方向性

令和 8 年 5 月 〇日
国立大学法人等施設整備に関する検討会決定

1. 基本的な考え方

国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）は、「知と人材の集積拠点」として複雑化する社会課題に教育と研究を通じて挑み、その成果を社会に還元するという使命を有している。国立大学法人等の施設は、我が国の高等教育と学術研究の水準の向上・発展を図るための「国家的な資産」を形成するものであり、地域の貴重な「公共財」でもある。多様なステークホルダーが共創活動を行う安全・安心な拠点として地域や世界と共に発展していくことが期待されている。

今後の国立大学法人等の施設の目指す方向性としては、令和 8～12 年度を計画期間とする「第 6 次国立大学法人等施設整備 5 か年計画（以下「5 か年計画」という。）」（令和 8 年 3 月 31 日文部科学大臣決定）に基づき、多様で高度な知・人材・付加価値を生み出すため、多様な活動の相乗効果で更なる成果創出を目指し、キャンパス全体の共創拠点（イノベーション・コモンズ）の更なる推進（実装化）に取り組む。また、国立大学法人等が地域の防災拠点としての役割を果たすため、災害発生時のステークホルダーの安全確保や教育研究活動の継続のための耐災害性の強化等を推進する。

具体的には、我が国最大・最先端の「知のインフラ」である国立大学法人等の施設（ハード）を最大限有効活用し、教育研究活動（ソフト）と一体となった取組を推進することとし、戦略的リノベーション¹による老朽改善整備を更に加速化する。その際、DX の推進など将来の変化に対応できるよう工夫を行う。また、研究力強化のため研究者や学生等が創造性を発揮できる空間を整備するとともに、地域や産業界との共創活動を促進する整備に取り組む。その際、国際共同研究推進の観点から、研究インテグリティ・研究セキュリティの確保に留意する。さらに、バリアフリーの観点を含むダイバーシティを支える環境の確保やカーボンニュートラルに向けた取組等を推進する。

なお、附属病院、附属学校、大学共同利用機関、国立高等専門学校等の施設については、5 か年計画の考え方に加えて、それぞれのミッションや機能強化の方向性を踏まえつつ整備を推進する。

施設マネジメントの方向性としては、各国立大学法人等のミッションや経営戦略等を踏まえ全学的な体制での中長期的な施設整備計画の再構築を行い、保有施設のアロ

¹ 耐災害性と安全性を確保しつつ教育研究機能を高度化し、長寿命化と可変性を実現する大規模改修

ケーションの最適化²を進める。また、経年 100 年程度の施設の使用を目指す長寿命化ライフサイクルへの転換・定着を進め、施設整備に係るトータルコストの縮減等を図りつつ、財源の多様化を一層推進する。

加えて令和 7 年 6 月に決定された「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 7 年改定版）³」（令和 8 年 6 月改定予定）を踏まえ、引き続き国立大学法人等の施設整備に係る PFI 事業及び公共施設等運営事業を推進する。

令和 9 年度の国立大学法人等の施設整備については、以下のとおり推進する。

（１）安全・安心の確保

- 経年 45 年以上の未改修建物を中心に、耐震対策（非構造部材を含む）や防災機能強化に配慮しつつ、効率的な長寿命化ライフサイクルを実現するための耐災害性の強化（老朽改善）等を推進
- 法定耐用年数の 2 倍を超える基幹設備（ライフライン）を中心に計画的な更新を推進
- 近年の異常気象における熱中症対策として防災拠点ともなり得る附属学校の体育館等への空調整備を推進

（２）機能強化等への対応

- 耐災害性の強化（老朽改善）等に併せて実施する、キャンパスのイノベーション・コモンス化に資する整備を推進
 - ・ 学修者を中心にとらえた人材育成の活性化、研究力の強化のため、多様な学生・研究者や異なる研究分野の共創活動を促進し、教育研究の高度化・多様化・国際化に貢献する施設整備
 - ・ 産学連携の場となるインキュベーション施設の拡大や大学発スタートアップ創出基盤強化、キャンパスの社会実験場としての活用など、地域や産業界との共創活動を促進する施設整備
 - ・ これらの整備に際し、地域や世界と国立大学法人等との共創活動による成果を社会に還元することで、社会課題解決や政府において検討が進む「日本成長戦略」の各戦略分野等の成長につなげ、国立大学法人等が地域や世界と共に発展していくという視点にも留意

² 施設を経営資源の一つと捉え、目的の達成に向けて、費用面等の制約を考慮しつつ、施設の規模、配置及び活用方法等の最適な組み合わせを検討・実施すること。

³ PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 7 年改定版）（令和 7 年 6 月 4 日民間資金等活用事業推進会議決定）

3. PPP/PFI アクションプラン推進の目標

（２）重点分野と目標

ii) 各重点分野における取組

⑦大学施設

令和 8 年度までに 5 件の具体化を目標とする。さらに、従来型の PPP/PFI 事業も含め、令和 13 年度までに 40 件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。〈文部科学省〉

- ・ 収益を伴う施設の整備事業について、公共施設等運営事業等の推進のため、導入可能性調査の実施経費への支援や施設整備に対する一部補助などにより、国立大学法人等の取組を支援する。また、更なる取組事例等の周知等、積極的な取組を進める。（令和 4 年度開始、令和 6 年度強化）〈文部科学省〉
- ・ 施設整備補助の交付に際し令和 4 年度より原則として P F I の実施を要件化した一定規模を超える新築・改築事業の円滑な実施や着実な事業開始に向けて、国立大学法人等に対する伴走支援を行う等、取組を着実に進める。（令和 4 年度開始、令和 6 年度強化）〈文部科学省〉

- 附属病院施設については、「大学病院改革ガイドライン（令和6年3月文部科学省決定）」に基づき各大学病院が策定している大学病院改革プラン等を踏まえた教育・研究・診療に貢献する計画的な整備を推進

（3）カーボンニュートラルに向けた取組

- 大学等施設を活用した省エネ等に資する研究成果の実証実験や、建物の新增改築、老朽化した施設の改修によりZEB（建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物）の達成を目指す取組等、カーボンニュートラルの実現に向け社会の先導モデルとなる徹底した省エネルギー対策を図った施設整備を推進

また、「国立大学法人等改革基本方針」（令和7年11月文部科学省決定）⁴をはじめとする政府の高等教育政策や「科学技術・イノベーション基本計画」（令和8年3月閣議決定）をはじめとする科学技術・イノベーション政策に関する動向に留意するとともに、「国土強靱化基本計画」（令和5年7月閣議決定）、今後策定される予定の「日本成長戦略」をはじめとした政府全体の政策動向にも留意する⁵。

併せて、「PPP/PFI 推進アクションプラン」等を踏まえ、一定規模を超える新築・改築事業については、PFIによる整備を原則とするほか、新たな官民連携による整備手法を推進する。

2. 概算要求事業の評価について

国立大学法人等施設整備に関する検討会は、各国立大学法人等から要望された概算要求事業について、以下の考え方にに基づき評価を行う。具体的な評価方法については、別添に示す。

- （1）要求事業ごとに行う整備内容及び施設マネジメントに関する評価（個別評価）並びに、多様な財源による整備状況及び適正な事業執行等に関する法人ごとの評価（全体評価）を行い、両評価の結果を踏まえた総合評価を行う。
- （2）病院事業については、先端医療・地域医療等に対応した教育・研究・診療機能と経営基盤の強化等に資するため、（1）を踏まえた上で、各大学附属病院の特徴や地域特性を考慮し、医療等の変化に対応できる病院施設の整備を推進する計画になっているか評価する。併せて、新たな感染症や災害等の不測の事態

⁴ 国立大学についても、18歳人口が減少する中において日本人学部学生の規模の縮小は避けられず、現在の学部の規模や組織の在り方についても、知・人への投資の好循環を生み出すに当たっての大学等への期待や社会の大きな変化、及び自らのミッションや機能強化の方向性に沿って見直しを図っていくことが不可欠であるとしている。一方、国立大学法人等には、総体として地域社会を先導する人材の育成と地域産業の振興というミッションを果たすことが期待されており、高等教育機関が不足する地域に立地する国立大学については、他の高等教育機関の状況等を考慮して学部の規模や組織の在り方について検討を行うことが必要であるとしている。特に、地方国立大学においては、立地自治体や産業界等も巻き込んだうえで地域構想推進プラットフォーム（地域の高等教育機関や地方公共団体、産業界等の各地域の関係者が議論し、各地域で実効性のある取組を推進するための協議体）において中心的な役割を果たすとともに、それに対する支援を充実していくことが望まれるとしている。

⁵ 附属学校については「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告（令和4年3月学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議決定）等にも留意すること。また、「不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策について」（令和5年3月17日付け事務連絡）を踏まえ、必要な施設の整備についても検討すること。

が発生した場合においても医療活動を継続するために必要な整備計画となっているか評価する。

- (3) PFI 事業については、(1)に加えて、「国立大学法人等における PFI 事業の考え方」及び「PFI 事業評価基準」に基づき、PFI に係る事項について評価する。

3. 概算要求事業及び予算案事業の選定について

国立大学法人等施設整備に関する検討会は、概算要求段階においては「令和9年度国立大学法人等施設整備の概算要求事業の選定の考え方」、予算編成段階においては「令和9年度予算案における国立大学法人等施設整備事業の選定の考え方」をそれぞれ決定する。両決定及び上記2. に従い検討会が実施する令和9年度概算要求事業の評価結果に基づき、予算の状況等を考慮の上、各段階において事業を選定する。